

著作権規程

（目的） 第1条

本規程は、日本農業経済学会（以下「本学会」という）の会員（以下「本学会員」という）が、本学会の活動を介して公表した著作物の権利帰属を明確にし、本学会および本学会員の正当な知的資産としての権利を保護することを目的とする。

（用語の定義） 第2条

1. 本規程における著作物とは、本学会を介して公表される出版物等に掲載された本学会員の創作による論文等（以下「本著作物」という）であって、著作権法第2条第1項第1号に定めるものをいう。
2. 本規程における著作権とは、著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。
3. 本規程における著作者人格権とは、著作権法第19条第1項および同第20条第1項に規定する権利をいう。
4. 本規程における著作者とは、本著作物を創作する本学会員（以下「本著作者」という）であって、著作権法第2条第1項第2号で定める者をいう。

（著作権） 第3条

本著作物の著作権（以下「本著作権」という）は、著作権法が定めるところの著作物の取り扱いに従う。

（著作権の譲渡、帰属および管理） 第4条

1. 本著作権は本学会に帰属し、その譲渡手続きについては本学会ホームページ等に公示する。
2. 本著作権は、本学会が管理する。
3. 本学会は、本学会理事会の議決に基づき、本著作権の全部または一部を許諾または譲渡することができる。

（著作者人格権の不行使） 第5条

1. 本著作者は、本学会または本学会が利用許諾する者による以下の行為に対して、本著作物の著作者人格権を行使しない。
 - i. 翻訳およびこれに伴う改変
 - ii. 要約に伴う改変
 - iii. その他の必要な改変
2. 本学会は、前項各号の改変について、本著作者の名誉を損なうことのないよう十分に留

意するものとする。

（著作物の利用の許諾）第6条

1. 本著作者が、著作者自身の本著作物の全部または一部を本学会の活動において利用する場合には、本学会の許諾を必要としない。しかし、本学会の活動を介さずに公表される著作物に本著作物の全部を利用する場合には、事前に本学会長の許諾を得なければならない。
ただし、本学会の編集事業による『農業経済研究』『Japanese Journal of Agricultural Economics（前タイトル：The Japanese Journal of Rural Economics）』『日本農業経済学会論文集』誌に掲載された著作物のうち本学会への許諾を必要としない著作者の利用については本学会「著作権規程細則」に定める。
いずれの利用にあっても原則として出所を明示しなければならない。
2. 本著作者以外の者が、本著作物の全部または一部を利用する場合には、事前に本著作本学会の許諾を得なければならない。
3. 前項の許諾は、本学会が本著作者の承諾を得ずに行うことができる。

（既公表の著作物の取り扱い）第7条

1. 本規程の施行以前に、本学会が発行した出版物等において公表された本著作物についても、本規程を適用するものとする。ただし、本著作者の申し出により、本学会と本著作者の協議を行い、本著作権の帰属を決定することができる。
2. 前項の申し出は、本規程実施日より12ヶ月以内にしなければならない。

（例外的取り扱い）第8条

1. 本学会と他の学会等との協同活動によって公表される著作物の取り扱いについて、著作権について別段の定めがある場合、本規程に優先してこれに遵う。
2. 本学会の活動を介して公表した著作物については、著作者に本学会員でない者を含む場合であっても本規程を適用するものとし、著作者は本規程を遵守しなければならない。

（著作者の責任）第9条

1. 本著作物の内容については、本著作者自身が責任を負うものとし、他人の著作権侵害、名誉毀損、その他の紛争が生じた場合において、本学会はその責を負わない。
2. 本著作者は、前項の紛争により本学会に損害が生じた場合には、本学会に対して、本学会の受けた損害を賠償する責を負う。

（著作権侵害）第10条

1. 本著作者は、第三者による本著作権の侵害の疑いのある事実を発見したときは、本学会

にその旨を通知するものとする。

2. 第三者による本著作権の侵害があったときは、本学会と本著作者との協議の上、その措置を決定するものとする。
3. 前項の規程にかかわらず、本学会は単独で、その措置を決定することができる。
4. 本著作者は、第三者による著作者人格権の侵害があったときは、自らの責任においてこれに対処する。

（規程の改廃）第11条

本規程の改廃は理事会によって行い、本学会誌、本学会ホームページ等に公示する。

附則

1. 本規程による著作物には、以下のものを含む。著書、論文、書評、その他（談話室、資料紹介、研究動向等）、資料、原稿、写真、映像、講演（講演時に使用したスライドを含む）、掲示物、コンピュータプログラム、編集物、データベース
2. 本規程にいう著作物の公表は、以下によるものを含む。
 - i. 印刷刊行物による公表
本学会誌、講演会資料、報告要旨集（本学会年次大会）、本学会が主催するシンポジウムの資料、国際会議論文集、本学会専門委員会が刊行する印刷物、本学会が発行する便覧・書籍、本学会各種委員会の文書、本学会に関する広告・チラシ
 - ii. 電子情報による公表（CD-ROM等の記録媒体に限らず、オンラインによる提供形式も含む。）
本学会が管理するあらゆる種類のデータベース、本学会WEBサイト内のコンテンツ、メール配信等によるニュース・広告・チラシ、本学会の活動において制作したコンピューター・プログラム、電子出版物、プレゼンテーション用の資料、映像・画像・音声
 - iii. 講演会等による公表
本学会が主催する国際会議・講演会・シンポジウム・本学会年次大会における講演要旨集、スライド、ポスター
 - iv. その他の手段による公表
3. 本規程にいう著作権には、以下の権利を含む。複製権（著作権法第21条）、上演権および演奏権（同第22条）、
上映権（同第22条の2）、公衆送信権等（同第23条）、口述権（同第24条）、
展示権（同第25条）、頒布権（同第26条）、譲渡権（同第26条の2）、
貸与権（同第26条の3）、翻訳権・翻案権等（同第27条）、
二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（同第28条）

4. 本規程にいう著作者人格権には、以下の権利を含む。氏名表示権（著作権法第19条第1項）、同一性保持権（同第20条第1項）
5. 本規程に規定されていない事項に関しては、著作権法に拠る。
6. 本規程は、本学会理事会の承認があった日から施行し、平成22年4月1日より実施する。
本規程は、令和7年3月11日より実施する。